

ハウスプラスすまい保険 重要な事項等のご説明

重要事項説明書

本書は、住宅事業者様がハウスプラス住宅保証株式会社(以下、「当社」といいます。)の住宅瑕疵担保責任保険・住宅瑕疵担保責任任 意保険をご契約いただくうえで、事前にご理解をいただく必要のある重要事項について説明することを目的としています。ご契約前に 必ず本書の内容をご確認いただき、契約締結後も大切に保管してください。

また、本書には契約内容の全ては記載されておりません。詳細については必要に応じ普通保険約款、特約条項等をご参照のうえ、ご不 明な点は取次店または当社までお問い合わせください。



保険商品の名称

当社は「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」(以下、「住宅瑕疵担保履行法」といいます。)に基づき、 以下の保険を販売いたします。

住宅瑕疵担保責任保険 10 号保険



住宅瑕疵担保履行法上の**資力確保義務のある建設業者または宅建業者**が加入できる保険です。

住宅瑕疵担保責任任意保険 12 号保険



住宅瑕疵担保履行法上の資力確保義務のない請負人または売主が任意に加入できる保険です。

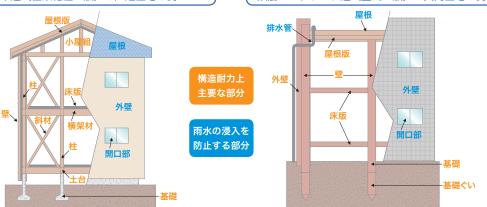
- (例)・建設工事完了の日から1年を超えて2年以内に住宅を供給する建設業者または宅地建物取引業者
 - ・新築住宅を供給する、建設業許可を持たない建設業者または宅地建物取引業免許を持たない宅地建物取引業者
 - ・宅地建物取引業者と請負契約を締結した建設業者
 - ・建設業許可を持った建設業者と請負契約を締結した建設業者(下請工事)
- ※ 瑕疵担保責任が発生しない場合や、住宅部分がない建物は加入できません
 - (例) 個人事業主が自宅を建設する (請負契約が存在しない)、建物が施設である

保険金の支払いの対象となる範囲

「住宅の品質の確保の促進等に関する法律」および同法施行令で定められた**「構造耐力上主要な部分」**および**「雨** 水の浸入を防止する部分」(以下、総称して「構造耐力上主要な部分等」といいます。)に関する10年間の瑕疵担 保責任の範囲とします。

木造 (在来軸組工法) の戸建住宅の例

鉄筋コンクリート造(壁式工法)の共同住宅の例







保険期間

住宅種別と保険期間の関係については以下となります。

項目	户建住宅 共同住宅 (賃貸住宅) 共同	共同住宅 (分譲住宅)
所有区分	1 住棟の区分所有が一である住宅	1 住棟が固定的な隔壁または扉で区分され、区分所有が複数である住宅
保険期間	付保住宅を引き渡した日から 10 年間 [※]	当該分譲共同住宅の各付保住宅が引き渡された日に始まり、その日から 起算して 10 年を経過した日、または建設工事の完了した日から 11 年 を経過した日のいずれか遅い日まで

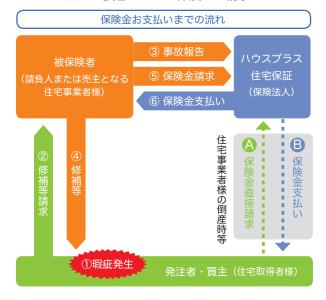
[※]当該付保住宅の売買契約および引き渡しが、建設工事を完了した日から1年を経過して2年に満たない2号保険の場合は、 建設工事を完了した日から11年を経過した日まで



保険のてん補内容

1. 保険金をお支払いする場合

- 当社は、構造耐力上主要な部分等の瑕疵に起因して、 保険の対象とする新築住宅(以下、「付保住宅」といいます。)が基本的な構造耐力性能または防水性能を満たさない場合(以下、「事故」といいます。)において、住宅事業者様が瑕疵担保責任を履行したことにより生じる損害(以下、「損害」といいます。)について保険金をお支払いします(下図①~⑥)。
- 上記事故が生じた場合において、住宅事業者様の倒産等を含め住宅事業者様が相当の期間を経過してもなお 瑕疵担保責任を履行しないときに、住宅取得者様は、構造耐力上主要な部分等の瑕疵によって住宅取得者様 に生じた損害について保険金を請求することができます(下図 A、B)。



保険金の種類

各保険金のお支払いには、当社の承認が必要となります。

保険金の種類	内容
直接修補費用 保険金	住宅を修補するために必要とされる材料費、労 務費その他直接費用等
損害調査費用 保険金	修補の必要な範囲、修補方法および修補費用を確定するための調査に要する費用等(瑕疵の範囲を確定するために必要な調査費用が対象となります。瑕疵の存在の有無を調査する費用は住宅事業者様にてご負担をお願いします。)
仮住居・転居 費用保険金	修補期間中に、転居または仮住まいを余儀なく された場合、住宅取得者様の宿泊、住居賃貸ま たは転居に要した費用等
争訟費用 保険金	住宅事業者様が支出した訴訟、裁判上の和解も しくは調停または仲裁もしくは示談に要した費 用等
求償権保全 費用保険金	住宅事業者様が求償権を保全する場合の費用等

2. 保険金をお支払いできない主な場合

- 当社は、次の各号に掲げる事由に起因する損害(これらの事由がなければ、発生または拡大しなかった損害を含みます。)については、保険金を支払いません。
 - (1) 台風、暴風、暴風雨、旋風、竜巻、豪雨、洪水もしくはこれらに類似の自然変象または火災、落雷、爆発、騒じょう、労働争議等による偶然もしくは外来の事由
 - (2) 土地の沈下・隆起・移動・振動・軟弱化・土砂崩れ、土砂の流入・流出または土地造成工事の瑕疵
 - (3) 付保住宅の虫食い・ねずみ食いもしくは当該付保住宅の性質・材質による結露または瑕疵によらない当該付保住宅の自然の消耗・摩滅・さび・かび・むれ・腐敗・変質・変色・その他類似の事由
 - (4) 付保住宅に採用された工法に伴い通常生じうる雨水の浸入・すきま・たわみ等その他の事象
 - (5) 構造耐力上主要な部分等の瑕疵に起因して生じた、付保住宅に居住する者等の傷害・疾病・死亡・後遺障害
 - (6) 構造耐力上主要な部分等の瑕疵に起因して生じた、付保住宅以外の財物の滅失もしくは毀損または当該付保住宅その他財物の使用の阻害
 - (7) 付保住宅の著しい不適正使用または著しく不適切な維持管理(定期的に必要とされる計画修繕を怠った場合は、著しく不適切な維持管理がなされたものとみなします。)
 - (8)被保険者がその材料または指図が不適当であることを指摘したにもかかわらず、住宅取得者様が採用させた設計・施工方法もしくは住宅取得者様から提供された資材等の瑕疵、または住宅取得者様等被保険者以外の者が行った施工の瑕疵等の被保険者以外の者の責に帰すべき事由

- (9) 付保住宅の増築・改築・修補(保険事故による修補を含みます。)の工事またはそれらの工事部分の瑕疵
- (10) 修補作業上の手抜かりもしくは技術の拙劣または正当な理由のない修補の遅延
- (11) 付保住宅の工事請負契約締結時もしくは売買契約締結時において実用化されていた技術では予防することが不可能な現象、またはこれが原因で生じた事由
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)が直接的または間接的な原因となって、付保住宅に火災、損壊、埋没、流失等の被害(以下「被害」といいます)。が生じた場合は、当社は、この被害に係る損害(地震等により認識された瑕疵を含みます。ただし、付保住宅が滅失又は損傷していない場合を除きます。)に対しては、保険金を支払いません。
- 当社は、次の各号に掲げる事由に起因する損害(これらの事由によって発生した保険事故が拡大して生じた損害、および発生原因の如何を問わず保険事故がこれらの事由によって拡大して生じた損害を含みます。これらの事由がなければ発見されなかった構造耐力上主要な部分等の瑕疵によって生じた損害を含みます。)については、保険金を支払いません。
 - (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の行動によって、全国または一部の地区において平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
 - (2) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。) もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による保険事故
- 当社は、保険契約者、被保険者、住宅取得者様、付保住宅の建設工事に係る請負業者(下請負人を含みます。)またはそれらと雇用関係のある者の故意または重大な過失によって生じた損害(これらの事由によって発生した保険事故が拡大して生じた損害、および発生原因の如何を問わず保険事故がこれらの事由によって拡大して生じた損害を含みます。これらの事由がなければ発見されなかった構造耐力上主要な部分等の瑕疵によって生じた損害は除きます。)については、保険金を支払いません。ただし、住宅取得者様の直接請求権に基づき住宅取得者様が請求する場合は、この限りではありません。

5

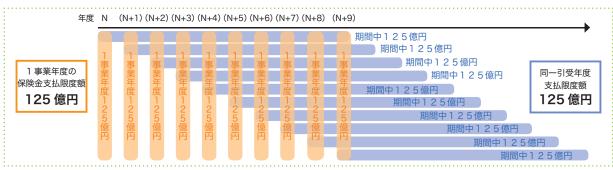
保険金額等の保険契約の引受条件

1. お支払い限度額

1号保険・2号保険共通 1 号保険 2 号保険 戸建住宅 共同住宅 1 付保住宅の支払限度額 2000万円 2000万円 1事故につき、修補費用の10%また 1 事故・1 住棟につき、修補費用の 10%または 1 は10万円のいずれか高い額(ただし、 住戸あたり 10 万円のいずれか高い額(ただし、修 損害調査費用保険金 修補費用の 10%が 50 万円を超える 補費用の 10%が 1 住棟あたり 200 万円を超える 場合は、50万円を限度とします。) 場合は、200万円を限度とします。) 仮住居・転居費用保険金 1 事故につき、50 万円

1号保険 1号保険			
項目	戸建住宅	共同住宅	
同一引受年度支払限度額 (※ 1)	125 億円		
1事業年度の保険金支払限度額 (※2)	125 億円		

- (※1) 当社が同一事業年度(毎年4月1日から翌年3月31日までの期間)の間に締結した保険契約により保険期間を通じて支払われる保険金を通算しお支払いする保険金の支払限度額
- (※2) 当社が締結した保険契約により、同一事業年度(毎年4月1日から翌年3月31日までの期間)の間に報告された全ての 事故に対し、当社が支払う保険金の支払限度額



	2号保険 2号保険		
	項目	戸建住宅	共同住宅
	1 住棟の支払限度額		30 億円
	同一年度共同住宅支払限度額 (※3)		100 億円
	1 住宅事業者(1 被保険者)あたり の 1 事業年度 ^(※ 4) の支払限度額	住宅事業者様の当該事業年度に引き渡した付保住宅の保険金額を通算した金額の10%または1億円のいずれか高い額	住宅事業者様の当該事業年度に引き渡した付保 住宅の保険金額を通算した金額の 10%または 30 億円のいずれか高い額

- (※3) 当社がこの保険契約と同一年度に引き受けた全共同住宅の保険契約に係る保険金総支払限度額です。
- (※4) 毎年4月1日から翌年3月31日までの期間

2. 免責金額、縮小てん補割合

この保険契約における免責金額、縮小てん補割合については以下となります。

項目	戸建住宅	共同住宅	
直接修補費用の免責金額	1 付保住宅当たり・1 事故あたり 10 万円	1 住棟あたり・1 事故あたり 10 万円	
縮小てん補割合	80%(住宅取得者様からの直接請求時は 100% (※5))		

(※5) 住宅事業者様の倒産等を含め、相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任の履行がなされず、住宅取得者様から直接請求を 受けた場合

3. 分譲共同住宅等を対象とする場合の保険金のお支払いについて

- 事故が発生した場合には、保険金請求の手続きは原則として住宅事業者様が住棟ごとに行うこととします。 ただし、住宅事業者様の倒産等の場合はこの限りではありません。
- 直接修補費用保険金および損害調査費用保険金は、1 住棟に保険の対象とならない住戸または店舗・事務所など住宅以外の用途に用いられている部分(以下「非居住用部分」といいます。)がある場合については、当該費用の額に付保割合(保険の対象とならない住戸または非居住用部分を含む1 住棟全体の専有面積の合計に対する付保住戸面積の割合)を乗じた額とします。

なお、専有面積とは、建物の区分所有等に関する法律第1条および第2条第3項に規定する専有部分の面積とし、同法第2条第4項に規定する共用部分(廊下、階段室、管理室、集会室等)の面積は含みません。



付帯する主な特約およびその内容

転売特約【転売特約条項(同時付帯用)】【転売特約条項(追加付帯用)】



内容 保険期間中に保険付保住宅が譲渡された場合に、購入者(転得者)についても当社へ直接保険金を請求することができます。 寸帯条件 住宅事業者様が転得者に対し瑕疵担保責任を負担する約定をする場合、保険申込時または保険証券発行後に付帯できます。

故意重過失特約【故意・重過失の損害の担保に係る特約条項】



内容 2号保険の普通保険約款では免責となる住宅事業者様の故意・重過失に係る損害について、住宅事業者様が倒産等の場合 に限り担保します。

付帯条件 自動付帯されます。(ただし、住宅取得者様が宅建業者の場合を除きます。)

支払猶予特約【保険料支払猶予特約条項】



請求書に記載の期日(口座振替の場合は提携金融機関ごとに当社の定める期日)の属する月の翌月末日までに保険料が支払われた場合には、保険料の支払い前に発見された事故による損害についても保険の対象とします。

付帯条件 自動付帯されます。

JV特約【共同企業体に係る保険責任に関する特約条項】



内容

付帯条件

- 1棟の住宅に対し瑕疵担保責任を負う共同企業体 (JV) を構成する住宅事業者様が、連名によって1つの保険契約を締結することができます。
- ※ 1 号保険を利用する住宅事業者様と、2 号保険を利用する住宅事業者様の連名はできません。
- ※ 中小企業者割引コースを適用するためには、参加するすべての住宅事業者様が中小企業者割引コースの対象である場合に限ります。
- ・事前に参加するすべての住宅事業者様の事業者届出が必要です。
- ・参加する住宅事業者様の間で以下の内容を規定した協定を交わしていただく必要があります。
 - ① 事務幹事会社の選定 (保険契約の手続き等を行います)
 - ② 事務幹事会社と参加するすべての住宅事業者様の連絡体制

分離発注特約【分離発注の保険責任に係る特約条項】



1棟の住宅に対し分離発注により複数の住宅事業者様が構造耐力上主要な部分等の施工を請け負う場合、連名によって1つの保険契約を締結することができます。

内容

- ※ 1号保険を利用する住宅事業者様と、2号保険を利用する住宅事業者様の連名はできません。
- ※中小企業者割引コースを適用するためには、参加するすべての住宅事業者様が中小企業者割引コースの対象である場合に限ります。
- ・事前に参加するすべての住宅事業者様の事業者届出が必要です。

付帯条件

- ・参加する住宅事業者様の間で以下の内容を規定した協定を交わしていただく必要があります。
 - ① 事務幹事会社の選定 (保険契約の手続き等を行います)
 - ② 事務幹事会社と参加するすべての住宅事業者様の連絡体制

JV分離特約【共同企業体を含む分離発注の保険責任に係る特約条項】



内容

- 1棟の住宅に対し分離発注により共同企業体 (JV)を構成する住宅事業者様を含む複数の住宅事業者様が構造耐力上主要な部分等の施工を請け負う場合、連名によって1つの保険契約を締結することができます。
- ※ 1 号保険を利用する住宅事業者様と、2 号保険を利用する住宅事業者様の連名はできません
- ※ 中小企業者割引コースを適用するためには、参加するすべての住宅事業者様が中小企業者割引コースの対象である場合 に限ります。
- ・事前に参加するすべての住宅事業者様の事業者届出が必要です。
- ・保険契約者または被保険者を、共同企業体を含む分離発注事業者の連名とする1契約となります。
- ・参加する住宅事業者様の間で以下の内容を規定した協定を交わしていただく必要があります。
- 付帯条件
- ① 全体事務幹事会社の選定 (保険契約の手続き等を行います)
- ② 共同企業体事務幹事会社の選定
- ③ 事務幹事会社と参加事業者の連絡体制

故意または重大な過失の場合における取扱い

- 1号保険および2号保険(故意重過失特約付帯)の場合
- 住宅事業者様等の故意・重過失により"保険金をお支払いできない場合"に該当する場合であっても、住宅事業者様が倒産等の場合等相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任を履行できない場合は、住宅取得者様に対する保険金支払いの対象となります。(その他保険金をお支払いできない事由にあたる場合は保険金をお支払いできません。)
- 上記の場合に支払う保険金は、「住宅購入者等救済基金」からのお支払いとなります。この基金により支払われるべき保険金の額(ハウスプラス住宅保証および他の住宅瑕疵担保責任保険法人(以下、「保険法人」といいます。)により支払われるべき額を合算します。)が「住宅購入者等救済基金」の残存額を超過する場合、または超過することが予想される場合には、支払われる保険金が削減される場合があります。

8 住宅取得者様による保険金の直接請求権の取扱い

事故による損害が発生した場合において、住宅事業者様の倒産等を含め住宅事業者様が相当の期間を経過してもなお 瑕疵担保責任を履行しないときは、住宅取得者様は当社に対し保険金の支払いを請求することができます。(ただし、 住宅取得者様の故意・重過失によって生じた損害を除きます。)



告知義務・通知義務

1. 契約締結時における注意事項(告知義務)

住宅事業者様にはご契約時に当社に重要な事項を申し出ていただく義務があります。契約申込書の記載事項のうち特に重要な事項について、事実と異なる場合もしくは記載しなかった場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

2. 契約締結後における注意事項 (通知義務)

ご契約後に次の変更等が生じる場合には、必ず事前に当社にご通知ください。ご通知がない場合、保険金をお支払いできないことがあります。

- 重複契約を他の保険法人と締結しようとするとき、または他の保険法人と締結する重複契約が存在することを知ったとき
- 契約申込書の記載事項につき変更をしようとするとき、または変更が生じたことを知ったとき
- 付保住宅の種類またはその用途が変更されたとき、または変更が生じたことを知ったとき



保険契約の締結の状況について称する書面の取扱い

各基準日(毎年3月31日および9月30日)において、当該基準日の前6ヶ月間に引き渡した新築住宅に係る住宅瑕疵担保責任保険契約の締結状況について証する書面を、基準日後、各住宅事業者様へ交付いたします。



その他ご確認いただきたい<u>重要な事項</u>

- 住宅取得者様への保険契約の概要に関する説明
 - ・住宅事業者様は「契約内容のお知らせ」を用い住宅取得者様に保険契約の概要に関する説明を実施してください。
 - ・保険契約の概要に関する説明を実施した後に、「契約内容確認シート」にて住宅取得者様から契約内容の確認を 得てください。(住宅取得者様の署名もしくは記名押印が必要となります。)
 - 「契約内容確認シート」を当社にご提出いただかないと、当社は保険証券を発行することができません。
- 当社は、保険期間が始まった後であっても、保険料領収前に発見された保険事故による損害については、原則保 険金をお支払いしません。
- 建設工事の完了した日から1年を経過しても付保されていない住戸の扱い(分譲共同住宅) 分譲共同住宅では、建設工事の完了した日から1年を経過した時点で、付保されていない住戸全てに対し、当社 住宅瑕疵担保責任任意保険(2号保険)が原則付保されます。(ただし、建設工事の完了した日から2年を経過 した時点で、引渡しがされていない住戸は原則撤回となります。)
- 保険証券、明細書および保険付保証明書は、当社にて保険料等のご入金確認後に発行可能となります。
- 保険証券および明細書の管理について
 - ・保険証券および明細書は、住宅事業者様宛てにお届けします。内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
 - ・保険証券および明細書とあわせて交付される保険付保証明書は、住宅取得者様に必ずお渡しください。
- 保険契約の無効について

この保険契約締結の当時、保険契約に関し、住宅事業者様、住宅取得者様またはこれらの者の代理人に詐欺等が あったときには無効となることがあります。

- クーリングオフの扱い
 - この保険は、営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(契約締結後の撤回)の対象とはなりません。
- 保険料および保険のてん補内容が改定された場合について 保険料および保険のてん補内容が改定された場合は、原則当社が保険契約の申込を受領した時点における保険料 および保険のてん補内容が適用されます。
- 当社が破綻した場合の取り扱い 当社の経営破綻等により保険法人の指定を取り消された場合には、国土交通大臣が指定する保険法人に保険等の 業務の全部が引き継がれます。

12 6

保険協会審査会への審査の請求について

付保住宅の事故に関する保険金お支払いに関して当社と紛争が生じた場合、一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会 に設置される審査会(以下、「保険協会審査会」といいます。)に審査を請求することができます。ただし、審査を請 求するための条件がありますので、ご確認ください。

【審査を請求するための条件】

- ①当社に事故通知をした日から原則2ヶ月を経過している必要があります。
- ②審査会への申請手数料は50,000円(消費税別)となります。(ただし、2号保険の場合に限り、付保住宅の住宅取得者様から直接 請求される場合の申請手数料は10,000円(消費税別)となります。)
- ③住宅事業者様の個人情報を含む情報を当社から協会審査会へ提供させていただくことに同意していただく必要があります。

当社は、特段の理由がない限り、保険協会審査会の意見に従います。

13

住宅事業者と住宅取得者様の請負契約または売買契約に関する紛争の処理

- 住宅事業者様または住宅取得者様は、新築住宅の建設工事の請負契約または売買契約に関する紛争が生じた場合、 指定住宅紛争処理機関に、紛争のあっせん、調停または仲裁(以下、これらを総称して「紛争処理」といいます。) を申請できます。
- 当社は、当該紛争処理において、指定住宅紛争処理機関から当社に意見照会のあったときは意見を提出します。
- 当社は、当該紛争処理において、指定住宅紛争処理機関が当社の参加を必要と認めたときは利害関係人として紛争処理に参加します。
- 当社は、当該紛争処理において成立した調停等の結果を尊重します。また、当社が紛争処理の利害関係人として 調停等に参加した場合には、特段の事情がない限り、提示された和解案または調停案を受け入れるものとします。
- ※ 2 号保険は紛争処理支援制度の対象外となります。

14

事故発生時の手続き

- 付保住宅に保険対象部分の瑕疵を発見した場合や住宅取得者様より瑕疵の発見の通知を受けた場合は、直ちに当社にご連絡の上、当社所定の書面による手続きをお願いします。
- 正当な理由なく、これらの連絡等がなされなかった場合または書面等に事実と相違することを故意に記載した場合、もしくはあらかじめ当社の承認を得ないで行った修補の費用や支払った賠償金等については、その一部または全部について保険金をお支払いできない場合があります。修補等の場合には、事前に当社にご相談願います。



個人情報の取扱い

1. 個人情報および物件に関する情報(秘密情報)の利用目的

- 当社は、個人情報および物件の名称、所在地、面積、保険契約内容等、当社が住宅事業者様と保険契約を締 結することによって知りえた情報(秘密情報)を、次の目的のために利用し、これらの目的以外に利用いた しません。
 - ・保険契約の引受、審査、履行および維持管理
 - ・保険契約以外の当社の商品・サービスの案内・提供等
- ハウスプラス確認検査㈱の商品・サービスを併せてお申込いただいている場合は、検査日程の調整等、お客 さまの利便性確保を目的として同社が利用する場合があります。

2. 個人情報および物件に関する情報の第三者への提供

● 当社は、保険契約に関するサービス提供に必要な範囲内で、個人情報および物件に関する情報を、書面また は電子データにより、業務委託先(取次店、検査機関を含む)、住宅瑕疵担保責任保険協会、再保険引受先(損 害保険会社等)、指定住宅紛争処理機関等(住宅紛争審査会〔弁護士会〕、財団法人住宅リフォーム・紛争処 理支援センター)の第三者に提供することがあります。

🕌 重要事項確認(ハウスプラスすまい保険のお申込前にあらためてご確認ください)

ハウスプラスすまい保険をお申込いただく前に、主な免責事由など本書の内容を必ずご確認ください。 特にご注意いただきたい点は、以下の通りです。

ご不明な点がございましたら、当社または当社取次店にお問い合わせください。



「重要事項説明書」の内容は、ご確認いただきましたか

CHECK ② 参照: 4

保険金をお支払いする場合と保険金をお支払いできない場合 をご確認いただきましたか

CHECK ③ 参照: 3

保険期間の開始時期および終了時期についてご確認いただき ましたか

CHECK ④ 参照: 5

CHECK ⑤ 参照: 15

保険金のお支払いについて、支払限度額の設定があり、各限 度額に達した場合は保険金のお支払いができないことについ てご確認いただきましたか

免責金額、縮小てん補割合についてご確認いただきましたか

CHECK ⑥ 参照: 7 8

住宅事業者様の故意・重過失の場合における取扱い、住宅取得者 様による保険金の直接請求権の取扱いについてご確認いただきま したか

CHECK ⑦ 参照: 11

住宅事業者様が、住宅取得者様に対し保険契約の概要に関する説 明を行う必要性、時期、方法についてご確認いただきましたか

CHECK (8) 参照: 115

ハウスプラス確認検査㈱の商品・サービスを併せてお申し込みい ただいている場合、検査日程の調整等、お客さまの利便性確保を 目的として同社が個人情報および物件に関する情報を利用する場 合があることについてご確認いただきましたか

CHECK ⑨ 参照: 13

※2号保険(任意保険)をお申し込みいただく場合に限り、ご確認ください。 住宅瑕疵担保責任任意保険としてお申し込みされた場合、紛争処 理支援制度が利用できないことをご確認いただきましたか

この保険に関するお問い合わせ・苦情・事故連絡等窓口

瑕疵保険専用ダイヤル

【受付時間】月~金9:00~17:00 (土日祝日及び当社の休日を除く)

03-5962-3815

事故発生時専用ダイヤル 03-5962-3819 【受付時間】9:00~

(土日祝日及び当社の休日を除く)

紛争処理に関する 財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

03-3556-5147

【受付時間】月~金9:00~17:00

保険協会審査会に

発行日: 2016/09/01 (外-P16-051)

お問合せ先

-般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会審査会窓口 (保険協会審査会に関する専用窓口)

03-3580-0338

【受付時間】月~金9:00~17:00

※保険協会審査会に関する内容以外のご相談は、ここではお受けできません。 ※保険協会ホームページ http://www.kashihoken.or.jp/ の審査会に関する説明ページからメールフォームに必要事項を入力して問い合わせすることもできます。



八フスプラス住宅保証株式会社

国十交通大臣指定住宅瑕疵担保責任保険法人 第3号

ទ通保険約款は当社届出事業者さま向けホームページよりダウンロードが可能です。 (URL: http://www.houseplus.co.jp/todokedejigyousha/index.html)

取次店